

第百六十一回国会
衆議院
議院
運営委員會議録 第十号

平成十六年十一月十一日(木曜日)

正午開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 山口 俊一君 理事 鈴木 恒夫君

理事 山本 有二郎君 理事 水野 賢一君

理事 小淵 優子君 理事 筒井 信隆君

理事 城島 正光君 理事 生方 幸夫君

理事 遠藤 乙彦君 理事 田中 和徳君

理事 梶山 弘志君 理事 谷川 弥一君

理事 田中 英夫君 理事 中山 泰秀君

理事 津島 恭一君 理事 市村浩一郎君

理事 古川 禎久君 理事 永田 寿康君

理事 中川 治君 理事 三日月大造君

理事 前田 雄吉君 理事 穀田 恵二君

理事 高木美智代君 理事 阿部 知子君

議長 河野 洋平君

副議長 中野 寛成君

事務総長 駒崎 義弘君

委員の異動

十一月十一日

補欠選任

古本伸一郎君 市村浩一郎君

穀田 恵二君 吉井 英勝君

同日

補欠選任

市村浩一郎君 古本伸一郎君

吉井 英勝君 穀田 恵二君

本日の會議に付した案件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館法の一部を改正する法律案起草

第一類第十六号 議院運営委員會議録第十号

の件
国立国会図書館法による出版物の納入に関する
規程の一部改正の件

国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件

本日の本會議の議事等に関する件

○川崎委員長 これより會議を開きます。

まず、図書館運営小委員長から報告のため発言

を求められておりますので、これを許します。簡

井信隆君。

○簡井委員 図書館運営小委員会において協議決

定いたしました案件について御報告いたします。

第一に、国立国会図書館法の一部改正の件であ

りますが、これは、従来、国や地方公共団体の仕

事とされてきた事務が独立行政法人、地方独立行

政法人等に移っていることから、これらの法人や

一定の特殊法人等が、国、地方公共団体と同様

に、その出版物を国立国会図書館に納入する制度

を設けようとするものであります。

この法律は、平成十七年一月一日から施行する

こととしておりますが、同日以降予定されて

いる特殊法人の新設、廃止に伴う規定の整備もあ

わせて行うこととしてしております。

第二に、国立国会図書館法による出版物の納入

に関する規程の一部改正の件であります。これ

は、ただいま御説明いたしました独立行政法人等

が納入する出版物の部数の細目を定めるものであ

ります。

第三に、国立国会図書館職員倫理規程の一部改

正の件であります。これは、株取引等の報告に

関し、商法等の改正に伴う所要の規定の整備を行

うものであります。

以上の規程につきましては、平成十七年一月一

日から施行することとしてしております。

よろしく御承認賜りますようお願いいたしま

す。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する

規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する

規程案

(本号末尾に掲載)

○川崎委員長 それでは、ただいま図書館運営小

委員長から報告のありました小委員会の各件につ

きまして、順次採決いたします。

まず、国立国会図書館法の一部改正の件につき

ましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決

定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

次に、国立国会図書館法による出版物の納入に

関する規程の一部改正の件、国立国会図書館職員

倫理規程の一部改正の件の両件につきましては、

いずれもお手元に配付の案を承認するに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○川崎委員長 次に、ただいま本委員会提出とす

るに決定いたしました国立国会図書館法の一部を

改正する法律案は、本日の本會議において緊急上

程するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○川崎委員長 次に、本日の本會議の議事の順序

について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、日程第一及び第二

につき、実川総務委員長の報告がございます。両

案を一括して採決いたします。全会一致であり

ます。

次に、日程第三及び第四につき、松下内閣委員

長の報告がございます。両案を一括して採決いた

しまして、全会一致であります。

次に、日程第五につき、河上経済産業委員長の

報告がございます。全会一致であります。

次に、日程第六につき、鴨下厚生労働委員長の

報告がございます。全会一致であります。

次に、日程第七につき、斉藤文部科学委員長の

報告がございます。民主、共産、及び社民党

が反対でございます。

次に、動議により、ただいま御決定いただきま

した国立国会図書館法の一部改正案を緊急上程い

たします。川崎議院運営委員長の趣旨弁明がござ

いまして、全会一致であります。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第八号

平成十六年十一月十一日

午後一時開議

第一 特別職の職員に給与に関する法律等の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第二 障害補償に係る障害の等級の改定等のた

めの国家公務員災害補償法及び地方公務

員災害補償法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第三 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（内閣提出）

第四 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

第五 アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（内閣提出）

第六 児童福祉法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会、内閣提出）

第七 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（内閣提出）

○川崎委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○川崎委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る十六日火曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の納入

第二十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「前二項」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項の項番号を削る。

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。

次に掲げる法人により又はこれらの法人の

ため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。）のうち、別表第一に掲げるもの

第二十四条の二第一項及び第二項を次のように改める。

地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては五部以下の部数を、町村（これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。）の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以

下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

第二十四条の二第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同項の項番号を削る。

第十一章の章名を次のように改める。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に、「第二十四条第二項中」を「同条第三項中」に改め、同項及び同条第三項の項番号を削り、同条第四項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、同項の項番号を削る。

第二十五条の二第二項の項番号を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二十四条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）

日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二(第二十四条の二関係)

名 称	根 拠 法
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

第二条 国立国会図書館法の一部を次のように改正する。
別表第一 日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
------------	-----------------------

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、総合法律支援法第十三条に規定する日本司法支援センターの成立の時から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。
第三条 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第二百二号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の国立国会図書館法(以下「新法」という。)第二十四条第二項の規定の適用については、新法別表第一中

住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)	とあるのは	住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和二十五年法律第五十六号)	とあるのは	首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和二十五年法律第五十六号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)	とあるのは	日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)	とあるのは	日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)	とあるのは	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

第一類第十六号 議院運営委員会議録第十号 平成十六年十一月十一日

業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)	とあるのは	農林漁業金融公庫
阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)	とする。	本州四国連絡橋公団
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)	とする。	
本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)	とする。	
日本郵政公社	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	と
年金資金運用基金	日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)	
年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)		

理 由

国立国会図書館が納本による図書館資料の収集をより一層適確に行うため、独立行政法人、地方独立行政法人等に国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。
第二条及び第三条を次のように改める。
(国の諸機関に準ずる法人の納入部数)
第二条 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

(地方公共団体の諸機関の納入部数)

第三条 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。))を含む。以下同じ。(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この諸機関 五部)
 - 二 市(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この諸機関 三部)
 - 三 町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(この諸機関 二部)
- 第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。
第四条中「前三条」を「前各条」に改め、同条を第

五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

第四条 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部
- 二 日本下水道事業団 四部
- 三 市又は市及び町村が設立した法人 二部
- 四 町村が設立した法人 二部

附則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成 年法律第 号)の施行の日から施行する。

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員倫理規程(平成十二年国立国会図書館規程第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

附則
この規程は、平成十七年一月一日から施行する。